

一般社団法人日本医学教育学会 会費規則

(適用)

第1条 当法人(以下、「本会」という。)の会費については、本会の定款に定められたことのほかは、この細則による。

(会費)

第2条 会費は、次のとおりとする。

- (1) 個人会員は年額10,000円とする。
- (2) 機関会員は年額80,000円とする。
- (3) 賛助会員は年額1050,000円とする。
- (4) 学生会員は年額3,000円とする。

(会費の支払方法)

第3条 会費は、当該年度中に支払わなければならない。

2 会費は、年額を分割して納入することができない。

(規則の変更)

第4条 この規則は、理事会及び社員総会の議決によって変更することができる。

一般社団法人日本医学教育学会 代議員選出規則

第1章 総則

(適用)

第1条 当法人(以下、「本会」という。)の代議員は、本会の定款の定めることのほかは、この規則によって選出される。

(代議員の区分)

第2条 代議員は、その選出方法により選挙によって選出される代議員(以下、「選挙代議員」という。)と選挙によらないで選出される代議員(以下、「推薦代議員」という。)に区分する。

(代議員の選出時期)

第3条 代議員の選出は、この規則に従い、4年ごとに行う。

第2章 選挙代議員の選出

(選挙代議員の定数)

第4条 選挙代議員の定数は、100名以上120名以内とする。

(選挙管理委員会)

第5条 選挙代議員の選挙(以下、「選挙」という。)を管理するために、本会に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会の委員は、会員の中から、理事長が、第6条に定める選挙区について、それぞれ1名ずつを委嘱する。

3 選挙管理委員会の委員長は、委員の互選によって選出される。

4 選挙管理委員は、新たに選挙代議員が選出されたとき、その委嘱を解かれる。

(選挙区および選挙区別の定数)

第6条 選挙区の区分は、別表のとおりとする。

2 各選挙区における選挙代議員の定数は、選挙のつど、理事会において決定し、選挙管理委員会が、これを第7条および第8条の有権者に公示する。

3 前項に定める公示は、第10条に定める選挙の公示と同時に行う。

(選挙権の有権者)

第7条 選挙権の有権者は、個人会員及び機関会員であって、かつ、選挙が行われる前年の12月31日までに過去2年分の会費が本会の会計に納入されたことを選挙管理委員会が確認した者で、第11条の手続きを経て有権者名簿に記載された者とする。

(被選挙権の有権者)

第8条 被選挙権の有権者は、次の各号とともに該当する者とする。

(1) 個人会員であって、選挙が行われる前年の12月31日までに過去2年

分の会費が本会の会計に納入されたことを選挙管理委員会が確認した者で第11条の手続きを経て有権者名簿に記載された者

(2) 選挙が行われる年の6月1日現在の年齢が63歳未満の者

(有権者の所属する選挙区)

第9条 有権者の所属する選挙区は、第11条に定める有権者名簿(会員名簿)作成時の機関誌送付先によって定める。

(選挙の公示)

第10条 選挙の公示は、機関誌「医学教育」で行い、各選挙区における選挙代議員の定数、投票及び開票の日程、開票場所、第12条及び第13条に定める立候補の届け出及び候補者の推薦に関する規定、選挙広報に掲載する事項細目を明記する。

(有権者名簿)

第11条 選挙管理委員会は、第7条に定める会員について、選挙区ごとの有権者名簿(会員名簿)を作成し、選挙が行われる年の3月10日までに個人会員、機関会員に送付する。

2 有権者名簿は、同じ選挙区に同姓同名の有権者がいる場合には、個人の判別が可能となるよう作成するものとする。

(候補者)

第12条 被選挙権をもつ有権者は、選挙代議員候補者(以下、「候補者」という。)となることができる。

2 候補者になろうとする者は、選挙の公示があった日から、あらかじめ選挙管理委員会が定める日の午後5時までに、その旨を選挙管理委員会に公示の規定及び第14条にしたがって文書で届け出る。

(候補者の推薦)

第13条 有権者は、選挙区分を越えて被選挙権有権者を候補者として推薦することができる。

2 有権者が候補者を推薦しようとするときは、前条第2項に定める期間内に、その旨を選挙管理委員会に公示の規定および第14条に従って文書で届け出る。

(候補者の届出事項)

第14条 第12条第2項に定める届出には、候補者の氏名、選挙区(都道府県のみ)を、記載する。

2 第13条第2項に定める届出には、前項の事項に加え、推薦する者の氏名及び会員番号を記載する。

(選挙広報)

第15条 選挙管理委員会は、選挙区別に候補者の氏名、所属を記載した選挙広報を作成し、投票用紙、投票用封筒、郵送用封筒を同封し、個人会員及び機関会員に送

付する。

(投票)

第16条 投票は、有権者1名につき5名連記とする。

- 2 有権者は、その属する選挙区に限定せず、被選挙権をもつ有権者に投票することができる。
- 3 有権者は、選挙管理委員会から送付された投票用紙の記載欄に投票しようとする者の氏名をそれぞれ1名ずつ記載して、これを投票用封筒に入れて封をした上、さらに郵送用封筒を入れて、選挙の期日の午後5時までに到着するように郵送する。
- 4 投票は、候補者に限定せず、候補者以外の被選挙権の有権者に投票することも認められる。
- 5 投票は、無記名とする。ただし、投票用封筒は無記名とするが、郵送用封筒には投票する者の住所、氏名並びに会員番号を記載する。

(開票)

第17条 開票は、選挙管理委員会がこれを行う。

- 2 開票は、選挙管理委員会が公示に記載した期日に、記載した場所で行う。
- 3 開票には、理事会が定める2名以上の個人会員が立会う。
- 4 開票は、希望する会員に公開する。
- 5 選挙区ごとに作成された得票集計票には、開票を行った選挙管理委員が署名する。

(投票の無効)

第18条 次の各号の投票は無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を使用しなかったもの
- (2) 郵送用封筒に投票する者の住所、氏名並びに会員番号の記載がなかったもの
- (3) 投票用紙の記載欄に2名以上の氏名が記載されたもの
- (4) 被選挙権をもつ有権者以外の者の氏名が記載されたもの
- (5) 記載された氏名が確認できないもの
- (6) 選挙の期日までに到着しなかったもの

(当選の決定)

第19条 選挙代議員は、選挙区ごとに、得票の多い者から、順次、第6条第2項に定める定数までの被選挙権をもつ有権者を当選者とする。

- 2 当落に関わる得票数が同数の場合は、選挙管理委員会が、抽籤によって、その順位を決定する。
- 3 当選を辞退する者がある場合は、次点の者を得票数の多い順に繰り上げることとする。

4 選挙管理委員会は、選挙結果を、なるべく速やかに、適切な方法で公示する。

(選挙代議員の任期)

第20条 選挙代議員の任期は、その当選者が決定した日に始まり、4年後に行われる次の選挙において選挙代議員が決定する前日に終わる。

(欠員の補充)

第21条 選挙代議員に欠員を生じた場合には、理事長は、理事会の議決を経て、欠員を生じた選挙区における次点者を、選挙代議員として補充することができる。

2 前項の規定によって選挙代議員を補充したときは、理事長は、これをなるべく速やかに、適切な方法で公示する。

3 選挙代議員が所属する選挙区から移動したことによって、その選挙区に生じた欠員は、これを補充しない。

4 補充した選挙代議員の任期は、前任者の残存期間と同一とする。

(選挙の疑義)

第22条 選挙代議員の選挙に関する疑義が生じた場合には、選挙管理委員会が疑義解消について審議する。

第3章 推薦代議員の選出

(推薦代議員の選考委員会)

第23条 推薦代議員を選考するために、本会に推薦代議員選考委員会（以下、「選考委員会」という。）を置く。

2 選考委員会は、次の者によって構成する。

(1) 理事長

(2) 理事及び代議員 若干名

(3) 理事及び監事以外の個人会員 若干名

3 理事長以外の委員は、理事長が委嘱する。

4 選考委員会の委員長は、理事長が務める。

5 選考委員会の委員の構成については、推薦代議員の選考が行われる前年の社員総会の承認を受けなければならない。

(選考)

第24条 選考委員会は、選挙代議員の選挙が行われる年の6月に第25条に定める関連学会又は医療機関等に所属し、適切と認められる者で、かつ、本会の第8条に定める被選挙権をもつ有権者の中から30名以内の推薦代議員候補者を選考する。

(関連学会・医育機関)

第25条 推薦代議員は、理事会の議決を経て決定された関連学会又は医育機関等に所属する者から、偏りがないように選考する。

(推薦代議員の公示)

第 26 条 選考委員会は、第 24 条の規定によって選考された推薦代議員候補者の所属学会名又は医育機関等名及び氏名を、その者の承諾を得て、公示する。

(推薦代議員候補者の資格の喪失)

第 27 条 推薦代議員候補者は、選挙代議員に当選したときには、推薦代議員候補者としての資格を喪失する。

2 前項の規定によって推薦代議員候補者の資格を喪失した者については、これを補充しない。

(選 任)

第 28 条 推薦代議員候補者は、選挙代議員の当選者が決まった後、理事会の議決を経て、推薦代議員に選任される。

(推薦代議員の任期)

第 29 条 推薦代議員の任期は、前条に定める理事会の行われた日に始まり、4 年後に行われる前条に定める理事会の前日に終わるものとする。

(推薦代議員の欠員の補充)

第 30 条 推薦代議員に欠員を生じた場合には、理事長は、選考委員会及び理事会の議決を経て、推薦代議員を補充することができる。

2 前項の規定によって推薦代議員を補充したときは、理事長は、これをなるべく速やかに、適切な方法で公示する。

3 補充した推薦代議員の任期は、前任者の残存期間とする。

(規則の変更)

第 31 条 この規則の変更は、理事会及び社員総会の議決によって行う。

(別表) 選挙代議員選挙区

区 分	都 道 府 県
1	北海道、青森、岩手、秋田、宮城、山形、福島
2	茨城、栃木、群馬、新潟、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野
3	東京
4	静岡、愛知、岐阜、富山、石川、福井、三重
5	滋賀、京都、大阪、奈良、和歌山、兵庫
6	岡山、広島、山口、鳥取、島根、徳島、香川、高知、愛媛
7	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

一般社団法人日本医学教育学会 役員選出規則

第1章 総則

(適用)

第1条 当法人(以下、「本会」という。)の役員は、本会の定款の定めることのほかは、この規則によって選出される。

(役員を選出時期)

第2条 本会の役員を選出は、この規則に従い、4年ごとに行う。ただし、理事については、定款第27条第1項の規定に基づき、選出後2年後に開催される社員総会において再任の承認を受けることにより、4年を1期として運用する。

(選出の方法)

第3条 理事長、副理事長及び第10条に定める非選挙理事を除く役員を選出は、社員総会に出席した代議員の選挙によって行う。ただし、委任状による投票は、これを認めない。

第2章 理事及び監事の選出

(理事及び監事の候補者)

第4条 代議員は、理事候補者になることができる。

2 70歳未満の個人会員は、監事候補者になることができる。

3 理事又は監事候補者になろうとする者は、理事長が定めた期日までに、氏名と会員番号を、本会事務所に文書で届け出る。

(代議員による推薦)

第5条 代議員は、代議員の中から理事候補者を、70歳未満の個人会員の中から監事候補者を、推薦することができる。

2 代議員が、理事又は監事の候補者を推薦しようとするときは、理事長が定めた期日までに、推薦者及び被推薦者の氏名と会員番号を、本会の事務所に文書で届け出る。

(候補者の通知)

第6条 理事長は、理事候補者、監事候補者並びに被推薦者の氏名を、代議員に対し、役員を選出する社員総会までに通知する。

(理事選挙の投票方法)

第7条 社員総会において、代議員の中から理事20名を投票によって選出する。

2 投票は、有権者1名につき3名以内連記とする。この場合、理事候補者以外の代議員が、理事に選出されることを妨げない。

(監事選挙の投票方法)

第8条 社員総会において、監事候補者の中から監事2名を投票によって選出する。

2 投票は、有権者1名につき2名連記とする。

(欠員の補充)

第9条 前2条により選出された理事及び監事につき、その任期中に欠員を生じた場合、選挙における次点者を繰り上げて補充することができる。

(非選挙理事の選出)

第10条 理事長は、代議員の中から3名まで理事を推薦することができる。

2 前項の理事の選出には、第11条に定める理事長選出のための理事会の後、社員総会の承認を受けなければならない。

第3章 理事長及び副理事長の選出

(理事長の選出)

第11条 理事長は、社員総会終了後に開催される理事会において、理事の投票によって選出する。

(副理事長の選出)

第12条 理事長は、理事の中から副理事長を指名する。

2 副理事長に欠員が生じた場合は、理事長は、理事会を開催して、他の理事を指名しなければならない。

(規則の変更)

第13条 この規則の変更は、理事会及び社員総会の議決によって行う。

一般社団法人日本医学教育学会 特別会員、名誉会員及び名誉会長推薦に関する規則

(適用)

第1条 当法人(以下、「本会」という。)の特別会員、名誉会員及び名誉会長は、本会の定款の定めることのほかは、この規則によって推薦する。

(特別会員)

第2条 理事長は、理事会の議決を経て、個人会員の中から特別会員を推薦することができる。

2 特別会員に推薦するには、次の各号の条件をすべて満たしている者でなければならない。

- (1) 年齢が満65歳以上であること
- (2) 通算10年以上会員であること
- (3) 本会の委員会委員であったこと又は大会副会長であったこと
- (4) 理事長が特に推薦した者

3 理事長が、特別会員の推薦する場合は、本人にその旨承諾を受けなければならない。

(名誉会員)

第3条 理事長は、理事会の議決を経て、個人会員の中から名誉会員を推薦することができる。

2 名誉会員に推薦するには、次の各号の条件をすべて満たしている者でなければならない。

- (1) 年齢が満65歳以上であること
- (2) 通算10年以上会員であること
- (3) 本会の運営委員会委員又理事であったこと
- (4) 理事長が特に推薦した者

3 理事長が、名誉会員の推薦する場合は、本人にその旨承諾を受けなければならない。

(名誉会長)

第4条 名誉会長に推薦するには、次の各号の条件をすべて満たしている名誉会員でなければならない。

- (1) 年齢が満70歳以上であること
- (2) 本会の会長又は理事長或いは副会長又は副理事長、及び大会長又は大会実行委員長を務めたこと

(規則の変更)

第5条 この規則の変更は、理事会の議決によって行う。